

福岡県公報

令和5年11月24日
第450号

目次

告示(第731号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 2
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 3
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5

監査委員

- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第一課) 5
- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第二課) 9

告示

福岡県告示第731号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年11月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
飯塚	国道	322号	前	嘉麻市下山田510番20先から 嘉麻市大隈町249番8先まで	6.9 ～ 140.4	5989.2
			前	嘉麻市下山田510番20先から 嘉麻市大隈町249番8先まで	10.0 ～ 96.0	2650.0
			後	嘉麻市下山田510番20先から 嘉麻市大隈町249番8先まで	6.9 ～ 140.4	5989.2
			後	嘉麻市下山田510番20先から 嘉麻市大隈町249番8先まで	10.0 ～ 96.0	2650.0

公告

公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年11月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
住吉土地改良区	令和5年11月13日

公告

山田堰土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年11月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
関屋 吉麿	朝倉市山田2116番地 1
妹川 一	朝倉市菱野1062番地
田中 守	朝倉市古毛2515番地
田邊 悦朗	朝倉市田中300番地 1
江藤 正人	朝倉市多々連492番地
森部 眞二	朝倉市長湊738番地 1
古賀 敏雄	朝倉市入地1849番地
田中 武俊	朝倉市大庭3142番地 1
調 宣宏	朝倉市大庭3696番地
小柳 與志人	朝倉市大庭4915番地
安岡 豊	朝倉市石成412番地 1
手島 満	朝倉市中島田785番地
椿 正美	朝倉市福光435番地18
林 公彦	朝倉市鶴木292番地

2 退任監事

氏 名	住 所
池田 敏雄	朝倉市古毛1730番地 1
坂田 誠治	朝倉市長湊680番地 1
鶴田 健児	朝倉市大庭4048番地

3 就任理事

氏 名	住 所
櫻木 朝喜	朝倉市山田784番地 1

坂本 正廣	朝倉市菱野808番地
熊谷 俊雄	朝倉市古毛1499番地 3
江藤 信雄	朝倉市田中267番地
石丸 篤則	朝倉市多々連232番地
森部 茂美	朝倉市長湊144番地 2
西川 政志	朝倉市入地1562番地
徳永 秀雄	朝倉市大庭4201番地
鶴田 浩	朝倉市大庭3979番地 1
小柳 博	朝倉市大庭4537番地
緒方 幸徳	朝倉市石成978番地 1
酒井 藤好	朝倉市中島田455番地 4
西岡 洋	朝倉市福光560番地
西 裕治	朝倉市片延219番地

4 就任監事

氏 名	住 所
林 康男	朝倉市古毛623番地 1
坂田 晋一	朝倉市長湊1109番地 1
田中 静夫	朝倉市大庭3136番地 1

公告

筑後川土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 5 年 11 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
内田 英夫	久留米市大善寺町宮本1136番地 1
古賀 平	久留米市三潁町草場165番地 4

2 就任理事

氏 名	住 所
中村 修一	久留米市大善寺町宮本1472番地
横山 逸朗	久留米市三潁町原田76番地

公告

荒木土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 5 年 11 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
内野 昭	久留米市荒木町下荒木175番地
川島 英幸	久留米市荒木町下荒木1175番地
緒方 正敏	久留米市荒木町荒木6179番地 1
大石 浩敏	久留米市大善寺町宮本975番地 1
時里 功	久留米市荒木町今222番地 1
廣重 八壽喜	久留米市荒木町荒木220番地 2

2 退任監事

氏 名	住 所
近藤 英輔	久留米市荒木町荒木1687番地

酒村 国彦	久留米市荒木町荒木1864番地 3
-------	-------------------

3 就任理事

氏 名	住 所
時里 功	久留米市荒木町今222番地 1
酒村 国彦	久留米市荒木町荒木1864番地 3
内野 昭	久留米市荒木町下荒木175番地
緒方 正敏	久留米市荒木町荒木6179番地 2
寺崎 義雄	久留米市大善寺南一丁目 4 番24号
廣重 八壽喜	久留米市荒木町荒木220番地 2

4 就任監事

氏 名	住 所
川島 直喜	久留米市荒木町下荒木1167番地 1
中村 敏	久留米市荒木町荒木1619番地 3
古庄 智美	久留米市大善寺町宮本19番地 2

公告

大石堰土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 5 年 11 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
舎川 勝次	うきは市浮羽町古川648番地 1
園田 忠行	うきは市吉井町千年722番地 1

高山 進五	うきは市吉井町徳丸515番地 3
高倉 保則	うきは市吉井町富永1449番地 1
手島 敏徳	うきは市吉井町八和田814番地 2
松竹 正剛	うきは市吉井町江南251番地
中川 直	うきは市吉井町生葉288番地
國武 忠敏	うきは市吉井町長栖945番地
大熊 隆志	久留米市田主丸町長栖1855番地
立山 博文	久留米市田主丸町秋成801番地 1
大熊 勝径	朝倉市上寺686番地 2
牧原 茂利	久留米市田主丸町常盤1190番地 2
田中 義邦	久留米市田主丸町野田1190番地 3
林田 隆義	久留米市田主丸町豊城1489番地
木下 行輝	久留米市田主丸町志塚島202番地 5
永松 廣幸	久留米市田主丸町志塚島460番地
井上 喜敬	久留米市田主丸町牧1246番地 6
永松 和行	久留米市田主丸町朝森704番地
高山 浩一	久留米市田主丸町八幡1343番地 2
馬田 泰	久留米市田主丸町菅原1544番地 1
荒木 正宣	久留米市大橋町蜷川745番地

2 退任監事

氏 名	住 所
山下 イセ子	久留米市田主丸町田主丸1052番地 4
大崎 正博	久留米市田主丸町殖木415番地
宮原 義信	久留米市田主丸町八幡381番地 1

3 就任理事

氏 名	住 所
舎川 勝次	うきは市浮羽町古川648番地 1
吉松 宏哲	うきは市吉井町千年1031番地
樋口 久幸	うきは市吉井町徳丸86番地 2
高倉 保則	うきは市吉井町富永1449番地 1
吉松 豊	うきは市吉井町八和田261番地 1
山下 智	うきは市吉井町江南1101番地 2
中川 直	うきは市吉井町生葉288番地
權藤 和彦	うきは市吉井町長栖409番地 1
生野 寛	久留米市田主丸町船越 1 番地 5
池田 友昭	久留米市田主丸町鷹取585番地 2
重光 清士	朝倉市上寺556番地
倉富 武則	久留米市田主丸町殖木384番地 2
池田 保男	久留米市田主丸町野田603番地 1
谷口 正敏	久留米市田主丸町田主丸972番地 2 の 2
大熊 博文	久留米市田主丸町上原497番地 1
石井 猛	久留米市田主丸町以真恵308番地 1
松田 隆行	久留米市田主丸町牧1067番地 5
保坂 善寛	久留米市田主丸町恵利947番地 2
村松 登喜雄	久留米市田主丸町八幡865番地 1
高山 茂浩	久留米市田主丸町菅原584番地
鹿毛 政利	久留米市大橋町蜷川1182番地 2

4 就任監事

氏 名	住 所
池田 昭夫	うきは市吉井町新治572番地

山下 イセ子	久留米市田主丸町田主丸1052番地 4
岩田 義文	久留米市田主丸町志塚島713番地 3

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年11月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 MR Rいとしま
- (2) 所在地 糸島市高田五丁目23番6号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足など交通に関する事項
 - ・交通渋滞が発生しないよう交通誘導員の配置等適切な対策を講じること。
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
 - ・施工時、市道を通行する場合、地元行政区と十分に協議すること。
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - ・引き続きごみの分別の徹底と減量に努めること。
- (4) 防災・防犯対策への協力
 - ・福岡県の安全・安心まちづくり条例の遵守に努めること。
 - ・災害時の避難場所として、駐車場など敷地の一部の使用もしくは店舗で扱っている範囲の物資の緊急時における提供を行うための協定等について検討すること。
- (5) 騒音の発生に係る事項
 - ・周囲に住宅があるため、騒音等には十分配慮すること。
 - ・苦情等には誠意をもって対応すること。

(6) 廃棄物に係る事項

- ・事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任で適正に処理すること。ごみの収集を収集許可業者と契約している場合、収集場所等に変更がある場合は直接収集業者と協議を行うこと。
- ・ごみが散乱しないよう管理を徹底すること。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年11月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市二森字持柳1541番13、1542番4の一部及び1561番1から1561番6まで並びにこれら区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区明和町9番1号

株式会社海王

代表取締役 竹下 晃平

監 査 委 員

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を農林水産部出先機関の福岡農林事務所等21機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和5年11月24日

福岡県監査委員 塩 川 正 一
同 世 利 洋 介
同 森 行 一
同 大 島 道 人

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：農林水産部の出先機関21機関

(2) 監査対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和5年5月9日～令和5年9月27日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡農林事務所	令和5年5月10日～12日、9月14日
朝倉農林事務所	令和5年6月6日～8日、9月20日
八幡農林事務所	令和5年5月30日～6月2日、9月22日
飯塚農林事務所	令和5年6月13日～15日、9月27日
筑後農林事務所	令和5年5月16日～18日
行橋農林事務所	令和5年5月23日～25日、9月26日
農林業総合試験場	令和5年6月13日～15日
農林業総合試験場資源活用研究センター	令和5年5月25日～26日、9月21日
農林業総合試験場豊前分場	令和5年5月11日～12日
農林業総合試験場筑後分場	令和5年5月26日
農林業総合試験場八女分場	令和5年5月18日～19日
農業大学校	令和5年5月26日
中央家畜保健衛生所	令和5年5月9日～10日

監査対象機関名	監査実施日
北部家畜保健衛生所	令和5年6月8日～9日
両筑家畜保健衛生所	令和5年6月1日～2日
筑後家畜保健衛生所	令和5年5月16日～17日
筑後川水系農地開発事務所	令和5年5月30日～31日
水産海洋技術センター	令和5年5月23日～24日
水産海洋技術センター有明海研究所	令和5年5月26日
水産海洋技術センター豊前海研究所	令和5年6月6日～7日
水産海洋技術センター内水面研究所	令和5年5月26日

(2) 主な調査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況
ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

ク 補助事業

補助事業の執行状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
農林業総合試験場 資源活用研究セン ター	契約	1	庁舎清掃及び付帯設備等保守管理業務委託について、過去2年間の履行実績により契約保証金を免除する場合、種類及び規模を同じくする2件以上の履行実績を確認し免除すべきところ、履行が完了していない契約をもって免除していた。
行橋農林事務所	工事	1	排水樋門工事について、矢板締切工における油圧式圧入機の据付・解体費及び鋼矢板修理費を計上すべきところ、これを行わず、積算が過小となっていた。 また、同工事について、排水樋門の遮水矢板の工法を経済的に安価なものを選定すべきところ、これを行わず、積算が過大となっていた。
計			2件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
農林水産部	工事	1	ため池工事について、仮設材の賃料期間を60日として計上すべきところ、100日として計上し、積算が過大となっていた。
		1	農業用パイプラインの緊急補修工事について、同一工事内で複数回使用する仮設材（敷鉄板）の運搬費を算出する際、数量を使用回数で除して算出すべきところ、1回の数量を使用回数で除して算出し、積算が過小となっていた。
		1	水路工事での工事用仮橋工について、使用鋼材の売却益を設計額より控除すべきところ、控除していなかった。また、仮橋で桁材より上に設置する鋼材は、上部工として設置費を算出すべきところ、下部工として算出していた。加えて、計上する必要の無い、購入鋼材の運搬費を計上していた。これらの誤りにより、積算が過大となっていた。
		1	ほ場整備工事のうち、取付擁壁工及び階段工に使用するコンクリートの種類について、18N（高炉B）を選択すべきところ、21N（普通）を選択して、積算電算システムに入力したため、積算が過小となっていた。
計			4件

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を県土整備部及び建築都市部出先機関の福岡県土整備事務所等13機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和5年11月24日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：県土整備部及び建築都市部の出先機関 13 機関

(2) 監査対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和5年5月9日～令和5年9月20日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡県土整備事務所	令和5年5月9日～5月12日
久留米県土整備事務所	令和5年6月6日～6月9日
南筑後県土整備事務所	令和5年5月16日～5月19日
直方県土整備事務所	令和5年5月23日～5月25日
京築県土整備事務所	令和5年5月9日～5月11日、9月13日
朝倉県土整備事務所	令和5年6月13日～6月16日、9月20日
八女県土整備事務所	令和5年5月16日～5月18日
北九州県土整備事務所	令和5年5月23日～5月26日
田川県土整備事務所	令和5年5月30日～6月1日、9月15日
飯塚県土整備事務所	令和5年5月30日～6月2日
那珂県土整備事務所	令和5年6月6日～6月8日
苅田港事務所	令和5年6月13日～6月14日、9月12日
流域下水道事務所	令和5年6月7日

(2) 主な調査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、受託事業収入、負担金収入等の調定及び収入の状況、
 保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、
 証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

ク 用地

設計積算及び履行確認等の状況

第2 監査の結果

第1のとおりに監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
 指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
苅田港務所	支出	1	船舶給水管布設替工事委託について、委託料（12 節）で支出すべきところ、工事請負費（14 節）で支出していた。
計			1 件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
県土整備部	工事	3	道路除草工事について、設計変更に伴う交通誘導員の増加分を計上すべきところ、これをしなかったため、積算が過小となっていた。
			道路拡幅工事について、設計変更に伴う交通誘導員の増加分及び仮設で使用した大型土のう袋等の産業廃棄物処理費用を計上すべきところ、これをしなかったため、積算が過小となっていた。
			土砂置場管理等工事について、排水管として使用する資材単価を誤り、積算が過小となっていた。
計		3件	